

尹 東柱のいた頃の同志社

仲 尾 宏

論文要旨

尹東柱（一九一七—一九四五）は日本の米英らの連合国との開戦後の一九四二年一〇月に同志社大学文学部英文学科に入学した。そして一九四三年一〇月、治安維持法違反の嫌疑で京都の下鴨署に逮捕されて有罪判決をうけ一九四五年二月、福岡刑務所で獄死した。彼が在学していた頃の同志社はすでに一九三〇年代後半から、当時の支配的な思想潮流である戦争賛美、天皇崇拜思潮からの弾圧により、妥協を重ね続けていた。彼の入学の前後は外国人教員の追放、全学あげての神社参拝と戦争賛美行事が毎月のように実施されていた。また軍事教練も全学生たちに課されていた。このような状況の中で彼は何を学び、何を考えていただろうか。また軍や文部当局から強要されたとはいえ、当時の同志社の学園指導者たちは、このような状況に対してどのような責任を感じていたのだろうか。本論は以上の状況を具体的に検討し、また当時の同志社大学の朝鮮人学生の状況全般について史料をあげて調査し、戦時下の同志社の実情を復元してみたものである。それにより同志社時代の尹東柱の思いに近づく一端とすることを目指したものである。

はじめに

尹東柱（一九一七—一九四五）が同志社大学の英文科（選科）学生として同志社大学に在籍していた期間は一九四二年一〇月一日より、治安維持法違反の嫌疑で京都下鴨警察署に翌四三年七月一四日に逮捕されるまでの一年にみたない短い月日であった。この間の尹東柱の動静、

学生生活に関する資料はきわめて乏しい。その理由は彼の逮捕時に彼が所持していたであろう詩の創作のすべて、あるいは日記やメモの類がすべて押収され、戦後も公開はもちろん、返還されることもないままに闇に葬られてしまったからである。僅かな学友の記憶や学友たちの記憶をたどりながらの推測だけが京都の尹東柱研究の資料である。前者は学友の森田ハルさんたちの語りであり、後者は彼と二年下の後輩であり、同じ朝鮮人学生であった韓哲曦の追想文である。¹ またNHKディレクターであった多胡吉郎氏はそれらの生存者の記憶の取材や尹東柱が住んでいた左京区高原町の武田アパートの隣室の居住者・金一龍氏ほか、および韓国在住の安秉燧氏などの証言、および本人と同じ嫌疑でほぼ同時に逮捕された宋夢圭の京都地裁の判決文などいくつかの史料をもとにして尹東柱の京都時代の復元をまとめた。² 現在、それらに追加すべき証言や史料は発見されていない。

したがって本稿では、彼が在籍していた学園である当時の同志社大学当局の、植民地であった朝鮮と朝鮮人学生への対応、深まる日本政府の思想・言論統制とそれに巻き込まれる当時の京都と同志社の雰囲気などを限られた史料から再現してみたい。

一・戦時下思想統制の強化と同志社での左右の対立抗争

尹東柱は一九四二年四月には東京の立教大学英文学科に選科生として入学、夏には一旦帰郷したのち、当初は東北帝国大学に編入学する予定で故郷をあとにし、理由は不明ながらその方針を変更して同志社大学英文科（選科）に編入学したのであるが、その年は春から戦局が大きな転換を迎えた時期であった。北太平洋では五月に米軍がアリューシャン列島のアッツ・キスカ両島に上陸、南太平洋ではミッドウェーでの日本海軍の壊滅的敗北ののち、八月にはソロモン群島のガダルカナル島周辺の激戦があり、日本軍は年末に同島の撤退開始をした。ヨーロッパでは八月のスターリングラード攻防戦の結果、ドイツ軍の撤退、十一月の米英連合軍の北アフリカ上陸など枢軸側の敗色が濃厚になった時期であった。このため、日本国内でも「非常事態」として産業・経済・市民生活の極端な国家統制と軍事最優先政策がとられた時期である。一九四三年に入ると戦局はさらに悪化し、ガダルカナル島で日本軍は約二万五千人の戦死・餓死者をだして退却、四月には連合艦隊司令長官山本五十六をソロモン洋上で失い、国内ではすべての産業の生産を軍事第一とする「生産増強緊急対策要綱」を決定した。このことが後述する大学や中等教育機関の生徒・学生に対する「勤労奉仕」の動員、授業の減少となって現れる。朝鮮半島では一九三八年に教育令改正、四一

年に「創氏改名」、一九四二年秋に「朝鮮語学会事件」が起った。民族運動の萌芽を極端に警戒した日本の警察・司法当局による言論・表現・思想弾圧の強化である。一〇月一日に朝鮮総督府は「朝鮮青年特別練成令」を公布した。また一九四二年五月の「兵役法改正」公布（施行は八月一日・実施は一九四四年四月）、すなわち朝鮮半島における徴兵制の閣議決定が出される。「朝鮮語学会事件」では尹東柱の延禧専門学校時代の恩師崔鉉培が逮捕・投獄されたことは彼にとっても大きな衝撃であったことは想像に難くない。彼と宋夢圭に対する治安維持法違反の判決文の有罪理由の冒頭に掲げられているように「朝鮮の現状は自分の言葉も文字も使へなくなつて朝鮮民族は將に滅亡せんとして居る。我々は朝鮮人たるの意識を忘れず朝鮮固有の文化を研究し朝鮮文化の維持向上を図ることが民族的文化人の使命である」ことが犯罪と判断される状況であった。³ 当時ハングルで詩文を書いていた尹東柱がこの事件以降、さらに母国の言葉による創作の大切さと危険性を同時に痛感していたことはまちがいない。治安当局はその点をとらえて「皇民化政策」の妨げになるとして「在京都朝鮮人学生民族主義グループ事件」を立件したのである。そのような時期に日本人知識人は何を考えていたか。当時の同志社大学総長牧野虎次は尹東柱の同志社大学入学直前の一九四二年六月に南次郎総督や朝鮮基督教聯合会丹羽清次郎らの招聘をうけて一八日間の朝鮮旅行をしている。その時の帰朝談が『同志社新報』に掲載されているが、その主旨は次のようであった。

「大東亜戦争勃発以来、半島同胞が物の見事に転向し、一途に聖業完遂に精進して居る様子は感服の外はない。元よりその傾向は日支事変以来、著しく見られて来た処であるが、最近に至つて一層顕著である。我等の切望する処は半島知識階級層を左右しつつある基督教徒が、率先その先頭に立つて、皇国民化、国策順応の第一線指導の任に当たられんことである。（中略）斯くて自から盛り上がつて来なければならぬ内鮮合併の経済的協力事業や、美はしい内鮮一体の家庭生活を、内から促進し且つ結実するに至らんことを切望するものである。」⁴

キリスト教界の指導者であり、私学の教学の最高責任者の植民地観がどのようなものであつたかを如実に語っている一文であり、そこへ尹東柱が入学することになる。

しかし、同志社での思想・学問の自由と戦時下体制への協力の葛藤はもう少し時代を逆上つて考察しなければならない。一九二四年に同志社大学の少壮教授であつた波多野鼎、恒藤恭、河野密、林要らによつて「同志社社会科学研究会」が組織された。いづれも政治学、マルクス経済学、労働法学などの第一線の研究者たちであつた。だが、その出発の時期は同時に国家の治安対策、言論思想統制が明確に形をとつて強化された時期と重なりあつていた。一九二五年に公布、施行された治安維持法がそれである。「国体の変革」と私有財産を否定する一切の結社、

運動の禁止と一九二八年の同法改定で死刑を含むことになった厳罰、そしてこの法を最大限に活用した特高警察の活動が猛威をふるいはじめたのである。

二五年一月には「学連事件」とよばれる大弾圧事件がたちまち起こる。同志社大学構内に全日本学生社会科学連合会の「不穩ビル」が張り出されたという理由で同志社大・京都大の学生三三人が検挙されたのである。このうち同志社大学の学生は四名であった。そして翌二六年、同法違反容疑で河野密および山本宣治講師が自宅捜査された。この事件の結果、同志社当局は学生の研究会には指導教授の臨席、そして他大学学生との同席禁止などの統制を加えた。この時、同志社女子専門学校にも学連の組織が結成されている。

このあと一九二九年には京都御所に昭和天皇が宿泊中、同志社構内の有終館より出火、海老名弾正総長は一週間前に叙勲を受けていたがこれを辞退して他の理事ともども総辞職し、学生全員が剃髪して謹慎の意を表明する、という椿事も起こっている。この年の年末には岩倉校地売却問題を不正として抗議した能勢克男ら同志社新聞局幹部や中島重教授が逆に辞職を迫られる。また一九三三年にはやはり治安維持法違反容疑で住谷悦治・長谷部文雄教授が検挙され、辞職に追い込まれる。

さて、以後の同志社の言論・思想統制下の対応に関わる象徴的な「神棚」事件が一九三五年に起こっている。ところでそのすぐ直前の一九三二年に靖国神社が「満蒙上海事変戦没者」合祀臨時大祭を挙行、東京の各学校の学生生徒が軍事教官に引率されて参拝した。ときに上智大学は信仰上の理由でこの参拝を拒否したので文部省と軍当局は事態を重視して同大学から軍事教官である配属将校を引き上げる、という事態となった。上智大学はそこで逆に「神社が宗教か否か」についての質問書を提出した。文部省と内務省神社局の回答は神社への学生生徒の参拝は「教育上ノ理由に基クモノニシテ」「愛国心と忠誠トヲ現ハスモノニ外ナラス」というものであった。この回答と、配属将校引き揚げによる文系学生の兵役猶予措置の撤廃は大学の存立に係わる危機ととらえた上智大学の妥協により、学生生徒の神社参拝は、ごく一部を除いてキリスト教を建学の精神とする他大学でも不可避の状態となる。⁵⁾

同志社「神棚事件」の場合は次のような推移をたどった。岩倉校地にあつた同志社高商の武道場の台風被害による修復工事があり、その際、工事に伴って一時館外に持ち出されていた新島裏の肖像画の額を関係者が再び揭示しようとしたところ、剣道部の学生（一部柔道部の学生も）が地元の三宅八幡社の「神体」を神棚に祀って安置しようとした。学校長の説得によりこの件は一旦新島像をもと通り掲げることで納まったが、このことは配属将校三浦国雄中佐の介入により問題化し、「道場に神棚をあげさせぬといふことは敬神崇祖を根本主義とする我国の国体精

神に反すること甚だしい」として、もし同志社が受け入れぬならば自身は引き上げる、と恫喝した。同志社理事会ではこの件を重大事態として何度も討議を重ね、また学生に了承を得る、という努力を重ねたが、中佐の所属する一六師団を巻き込んだ事件に転化、同志社は最終的に新学期より神棚を設置することに決定したのであった。⁶⁾ 因みに三宅八幡社には一九一〇年の「韓国合併奉告祭碑」が現存している。

この事件は以後の同志社の姿勢に深く影をおとすことになる。同年一二月には文部省は大学はかすべての教育機関に「ご真影」の奉祭義務を通知し、同志社でも一九三八年八月には天皇・皇后の写真を存置する「奉安室」が設置される。他方、「国家神道」の強制は植民地にも早くから展開されていた。朝鮮では一九一九年から京城（現ソウル）に官幣大社朝鮮神宮を創建、アマテラスと明治天皇を祭神として設置し、のち「一面一祀」運動が展開されて全土に日本の神々への尊崇が強制された。尹東柱は恩真中学四学年一学期を修学ののち、同じく平壤（現ピョンヤン）所在のキリスト教系の崇實中学校三学年二学期に編入した。ところが翌年の一九三六年三月末にその崇實中学校が神社参拝を拒否し、同中学校は廃校舎処分を受ける。このため彼は光明中学校へ一旦転校し、やがてソウルの延禧専門学校に進学する、という経過をたどる。⁷⁾ なお崇實中学校は解放後、ソウルに崇實大学校として移転、キリスト教を建学理念として受け継ぐ総合学園となった。

この事件の後、同志社大学では時局に迎合した論文を学内研究誌に提出した野村助教らの処分をめぐって同氏とその煽動によって組織された学生が逆に処分を要求した林要教授の追放運動が起きる。一九三七年のことであった。さらに一九三八年、その余勢をかって学生らは田畑忍、具島兼三郎、林信雄教授らの追放ストライキを起こす。それまでキリスト教を教化理念として学園運営を指導してきた湯浅八郎総長も一九四一年に辞職を余儀なくされる。かわって登場したのが先述の牧野虎次総長であった。その新総長の登場を象徴するかのように、同年、日独伊同盟成立を祝賀する同総長（事務取扱）のムツソリーニ宛親書を携行した学生自動車旅行団がローマへ出発した。一方、学生の神社参拝はその頃通例化していたようであるが、一九四〇年には同志社女専・高女生らの檀原神宮参拝も実現した。

二・一九四〇年代の同志社の変貌と尹東柱の編入学

以上にみた一九三五年から一九四一年までの湯浅八郎総長の時代はその後も学内、学外の軍国主義・国家主義、皇民化政策の強制などが強まり、また学内での教授たちの間の抗争や配属將校支援下の右派学生の実力行動による湯浅総長の罷免要求などが続発した多事多難な時期で

あった。それでも湯浅は一九三七年度の「勅語誤読事件」⁸をかわし、同年「同志社教育綱領」を策定して「同志社ハ敬神尊皇愛人ヲ旨トシ之ヲ貫クニ純一至誠ヲ以テスル新島精神ヲ指導原理トスル」同志社ハ教育ニ関スル勅語並詔書ヲ奉戴シ基督ニ処ル信念ノ力ヲ以テ聖旨ノ実践躬行ヲ期ス」「同志社は基督ノ眞精神ヲ信奉ス」などとする信仰と国家主義の折衷的立場を表明して切り抜けよう、という試みを行った。そしてこの策定は「寄付行為」を変更するものでない、という言いわけも用意した。⁹

また一九四〇年七月には正面入り口近くに新島の「良心碑」が建立されて、創立以来の建学精神を否定するものではない、ということを外に示そうとした。

しかし一九四一年の同志社寄附行為の改定は同志社にとって決定的な方向転換であった。

まず第一条は「知徳並行ノ業ヲ挙グルを以ツテ本財団ノ目的トス」から「教育ニ関スル勅語ヲ奉シ聖旨ヲ遵守シテ教育ノ実績ヲ挙グルコトヲ以ツテ本財団の目的トス。」として、折衷的であった「教育綱領」の全面的改定がなされた。また第四条では「本財団ノ維持スル学校ハ基督教ヲ以ツテ德育ノ基本トス」から「皇国民ノ練成ヲ目的トシ、之ニ適合スル基督教ノ精神ヲ採ツテ德育ニ資ス」と主客転倒の文言に改められた。これについては「戦時下における同志社の『屈従』を象徴する事態」とする見方がある。それは正当な評価であろう。¹⁰一九四一年六月に湯浅の後をうけて正式に総長に就任した牧野虎次の時代はこの寄附行為の改定に留まらず、その就任前後から学内の戦時体制が一段と強化された時期である。同年二月には同志社修練団が文部省の「皇国民練成の修練道場とする指示」を受けて発足、同時に学生の自治組織「学友会」は解散された。修練団の指導は学生主事の生島吉造、水内教之助があつた。さらに文部省は「学校報国隊体制確立」を要請し同志社はそれをうけて同年九月に全学生出席のもとに結団式が挙行され、大学長黒川芳蔵を隊長とする教員・職員を指導者とし学部・専攻などの学生組織をそのまま配属将校の指揮のもとに編成する準軍事組織としたのである。このほかは同志社の他の諸学校にも同様の組織が編成された。¹¹そして同年一月二日の「大詔奉戴日」、すなわち太平洋戦争勃発日には報国隊が隊列を整えて下鴨神社へ集団参拝し、学生大会では「何時タリトモ決然起チテ銃ヲ把リ或イハ銃後ノ任務ニ挺身スルノ覚唐ト決意」のもとに学生生活をおくる「誓詞」が決議された。¹²

太平洋戦争の開戦は同志社にもうひとつの変貌をもたらした。それは学園内の外国人教員の追放である。一月一日常務理事会では「外人教師ニ関シテハ各学校夫夫適宜ノ処置ヲ講ズルコト。社ノ内外ヲ問ハズ外人トノ交際ヲ一切中止ノコト」と決議し、すぐさま追放したのである。ただしデントン女史だけは古くからの功労者として追放せず、謹慎休職を求めた。ついで米国との関係が深いアーモスト館とハワイ寮

の閉鎖、一九四二年四月には前者は新島記念館に、ハワイ寮は梨木寮に、キング寮は友山寮に、女専のプリンプトン館は寒梅寮に、校舎もジェームズ館は至恩館にそれぞれ改名された。¹³⁾ またこの年文部省の指令で全国の専門学校以上の諸学校は繰上卒業とし、一九四二年一〇月の同志社大学への編入学との関係は不明とされた。兵役義務の一日も早い実行を求める措置であった。¹⁴⁾ この措置と尹東柱の一九四二年一〇月の同志社大学への編入学との関係は不明であるが、彼が入学した時期の同志社の状況は以上みてきたように、急速な開戦後の大学などの軍国主義的組織化が進展していた時期であった。したがって学内の雰囲気は往時のような自由主義的な言論や思想が語られようがないどころか、学園あげて「聖戦協力」に邁進することが至上命令とされていたのであった。

尹東柱が編入学する年の一九四二年四月一八日に栄光館で挙行された同志社諸学校新入学生徒入社式の順序は次のようなものであった。

〔一〕 敬礼〔二〕 宮城遙拝〔三〕 国歌「君が代」奉唱〔四〕 皇軍兵士の武運長久祈願・護国の英霊に対し感謝の黙禱〔五〕 青少年学徒二賜ハリタル勅語奉読（総長）〔六〕 新入学生徒報告〔七〕 総長訓示〔八〕 答辞〔九〕 唱歌「海行かば」斉唱〔十〕 敬礼¹⁵⁾

その入学式では新たに大学学生課が「学生礼法」を制定、実施した。その「心得」の一節は「学園生活を厳肅安固なものならしめ上下の秩序を保持し、皇国学生たるの自覚に徹し、以て国家負荷の大任に応へるべき」とのべている。¹⁶⁾ 尹東柱の編入学は同年一〇月であり、その人数は少なかつたであろうが、なんらかの式典が行われていたとすれば、同様の順序または雰囲気の中で行われたとみるべきだろう。なお、当時文学部教授であった大塚節治の日記によれば十月四日に文学部入学宣誓式が午後行われた、とある。¹⁶⁾

以下、同『日記』により、同年秋から、翌年七月の尹東柱逮捕までの同志社の学内の動きで学生にかかわる事項を追ってみる。

〔十月十六日〕 運動場で靖国神社遙拝式。黒川学長式辞¹⁷⁾

〔十一月三日〕 明治節奉賀式。勅語奉読開閉帳 黒川学長、式辞 牧野総長¹⁸⁾

〔十一月十三日〕 大学学生教師一同石清水八幡宮参拝、学長部長式殿に上り参拝¹⁹⁾

〔十一月十五日〕 運動場にて学徒出陣壮行会。全学学生集り、牧野総長式辞²⁰⁾

〔十一月十六日〕 神学館にて戦死学生高田丑松君慰霊祭²¹⁾

〔十一月十九日〕 栄光館にて荒木（貞夫）大将講演²²⁾

〔十一月二十日〕 運動場にて教練の査閲あり。十六師団より山県少将来る。講評は優良、引続き仮卒業証書授与式あり。黒川学長短き式辞を

述べ、「海ゆかば」を斉唱」

「十二月六日 小泉親彦厚相来社。東条首相の指示で閣議日程を繰上げて西下。学内三教授が研究発表。竹中宗嗣『ナチス厚生問題』ほか¹⁷⁾

「十二月八日 公会堂にて大詔奉戴式、引続き護王神社参拝。」(学生の参加の有無は不明)

「一九四三年四月四日 夜間、始めて警戒警報がでた。何時でも出動できるようにゲートル巻きで横になり待機した。以下、警戒警報、および町内などで防空訓練しきりの叙述がある。

「五月二十日 相国寺において上京区戦没者葬儀。出席」

他方、学外に目をむけると、京都地方の戦時体制が嚴重を極めだしたことがわかる。

『京都の歴史』の年表は京都新聞ほかの史料により、次のようなことを報じている。

まず、同志社関係の史料には登場していないが、一九四二年五月八日、華頂会館で大詔奉戴宗教報国近畿大会が神道・仏教・キリスト教の三宗教の代表者により「戦時下国家目的に即応の宗教結合をはかるために開かれた」(京都新聞)、とある。六月九日には五条署管内の書籍商が反時局図書を回収し特高係に持参(京都新聞)。同月大丸で大東亜経済建設展覧会開催(京都商工会議所史)。八月三日には知恩院が梵鐘を供出(中外日報)、同八日の府庁文書には京都府が全国に先駆けて女子中等学校からの外国語追放を通告、などがある。

翌一九四三年になると戦局は一段と悪化し、市民生活にも大きな影響がはじめる。まず一月には家庭内銅鉄献納特別回収運動が開始される(京都新聞)。三月一日には高坂正顕らが来り、米英撃滅思想戦講演会を催す(京都新聞)。六月五日は山本五十六元帥国葬のため、市内全興行が休業、同月二十六日 立命館禁衛隊、学園決戦体制を発表(京都新聞)。さらに八月十日には西陣の高級贅沢品生産が全面的に禁止される¹⁸⁾。

このような状況のもとで、同志社では次のような事態が起きていた。それは一九四三年三月一八日の定時理事会において、中等学校令による「同志社中学校」設立が提案、可決されたことである¹⁹⁾。というのは、同年一月二十日に勅令第三六号がだされた。その目的は「皇国ノ道ニ則リテ高等普通教育又ハ実業教育ヲ施シ国民ノ練成ヲ為ス」こととされ、そののちの省令によって「教育内容ノ全体的統一ニ意ヲ用ヒ学校内外ノ生活ヲ挙ゲテ皇国民練成一途ニ帰スムベシ」とされたことが発端であった²⁰⁾。

この勅令および省令が文部省からどのような具体的措置を要求されたかは史料を欠く。

しかし『同志社百年史』がいうように「宗教教育を廃止させ、教科その他について、中等学校を画一化し統制を容易にしようとする意図が『中等学校令』にはかなり露骨にうかがえるといつてよい」。この問題は同志社では次のような経過をたどった。というのは、同志社では「中学」はそれまでの「中学校令」による中学ではなく、いわば各種学校であった。その理由は聖書を正課で教えたり、祈祷も教室内外で行えない「中学校」よりも、自由なカリキュラムによる宗教教育を実践したい、という立場にたっていたからであった。ところが今回の「中等学校令」は一律にそれらの学校を「中等学校」に再編するという名目で宗教教育を始めとする自由なカリキュラム編成を国家の意思にもとづいて禁止しよう、という意図があった。そのような文部省の意図を肯定的に受け止めよう、とする動きが当の中学の教員たちから上がったのである。同年二月二十四日付で同志社総長牧野虎次宛に中学教諭前窪清之助、柳島彦作、久永省三ほか二五名の連名で「新中等学校令により同志社中学を同志社中学校に改める手続き御取り被下様御願ひ申上ます。」という「御願」が提出されたのである。これを受ける形で三月一八日の理事会で「中学」から「中学校」への移行が決定されたのであった。しかしこれには異論も出た。当時、同志社の校友（卒業生）であった波多野培根は旧知の評議員中瀬古六郎宛に「必親展」の書簡を送り、聖書教育もチャペルも祈祷もおこなわなくてもなお「キリスト教の精神を涵養し得る」というのは「詭弁に過ぎず同志社の組織の中に無宗教主義の学校を開くことは明らかに新島先生の同志社建学の目的と精神に背く」として論難した。²¹しかし理事会は「正課として基督教の教典を講義する代わりに、特志的方法に寄ること、および朝会その他の挙式に際して宗教的形式の代わりに一般的精神的方法に拠ることとす」「なお学園内に誤解にもとづく反基督教的運動並びに之に類似の動向ありとせば、右につき嚴重なる補導をなしこの機会に新島先生の教育精神に従い、基督教主義の教育をいっそう徹底せしむるの要ある旨要望ありたり」として学内の異論・異見を封じこめてしまふ。²²

なおこの一九四三年は新島襄生誕百年の記念すべき年であった。そのため前年には校友会が『新島先生書簡集』を刊行、また理事会においても新島先生伝記編纂会設置の決め、会則を定めている。そして一九四三年一月八日、東京日比谷公会堂において新島生誕百年記念として「一億挺身精神運動講演会」が開催された。さらに京都でも同月一九日京都新聞会館において同趣旨の集会が開かれた。しかしそこでのべられたであろう発言はその集会の名称からみてもどんなものであったかはおよそ推察しうるのである。²³

とはいえ、同志社学内での抵抗の動きは先述の波多野培根のほかにもないではなかった。一九四二年四月に法学部長に就任した田畑忍の

「戦時下の同志社と私」という回顧談話が物語るものがそれである。それは「ご真影」に関するもので、同志社は創立以来、天皇の肖像を「現人神」として祀るということをしてこなかった。しかし先述の神棚事件の直後に、軍部当局や右翼学生などにたいする懸念から「ご真影」の下付を受けることとした。しかし奉安殿は建設せず、彰栄館の一室を改装して奉安室としていた。ただし、宿直制度を採用し、大学・中学など今出川校地の教職員が輪番でそれを勤めた。²³一九三七年九月のことである。これには神棚事件の直後のこととて大きな反対の動きは出ていなかった。

田畑はこの制度は教授・研究者は事務にわずらわされず学問研究に打ち込むことが義務である。他の大学でも教授に宿直をやらせているところは少ない。ただし部長は事務職であるから、法学部の場合で必要なら宿直は全部部長（自分）が引き受けてもよい、と部長・校長会で発言した。この発言は牧野総長の激怒を買ったが、意外にも中学校長で海軍予備役の野村大佐が「正論だ。賛成する」といったので、その通りに決まってしまった、というのである。もうひとつは部長在任中に慶応義塾大学の小泉信三が来学したときのこと、「私は福沢先生を新島先生および内村鑑三先生と比較して、ことに千年先のことを考えていた内村鑑三先生と比べて福沢先生は戦争好きで、百年先、千年先の見通しは持っていないかという批判」をしたというものである。²⁴いつも齒に衣を着せぬ口調の田畑らしい逸話であるが、このあたりが当時の同志社人の抵抗の限界であっただろう。学生を前にした他の教授たちの当時の言説はうかがうべくもないが、自由闊達な教育を行う秀困気でなかったことは確かであろう。

尹東柱が英文科教授の上野直蔵と口論めいた会話を交わしたという記憶がふたりの元同期生にある。ひとりには森田善夫氏で大学近くの新月通りの喫茶店で学徒出陣学生を送るパーティの席上、「順番が回ってきた。そのスピーチの中で、尹は「諸君には死を賭して守る祖国がある。私には守るべき祖国がない」と発言し、担当教官の上野直蔵が「尹を制した」というものである。もうひとりとは同じく森田ハルさんからの聞き書きで、主任の上野直蔵宅に学徒出陣の前にまだ残っている学生がよばれお茶をよばれている際、上野に「平沼（尹）さんが純粋に日本人になっていないというようなことで、上野先生がちよときつい言葉を言われたんじゃないかな、と思います。」²⁵この二人の証言の事実はあるいは一つの場面であったかも知れない。しかし上野が朝鮮人であろうとした尹東柱の発言を許さなかったことだけはたしかである。

さきにみた多胡吉郎氏の調査によれば、尹東柱が「履修していた課目は勝田教授の英文学史、滝山教授の英文学演習と英作文、それに新聞学である」。²⁶それに森田ハルや北島萬里子ら学友の語るところによればフランス語も学び、しかも堪能であったという。上野直蔵の名が出てこ

ないのは、直接授業を担当しておらず、主任教授として学科の行事を主宰していたからではないだろうか。さて、このような同志社の学生生活について尹東柱自身はどのように思っているのだろうか。解放後、米国ロスアンゼルスに移住し、尹のアパートを訪ねた南炳憲からの聞き書きをまとめた林茂氏の研究では尹東柱が「京都に来てほんとうによかった」と語る口調をはっきりと覚えているという。²⁷⁾南は兄が尹東柱と中学時代までの同級の幼なじみであったというから、虚言ではなさそうである。けれどもさきほどまで見てきたような当時の京都、そして同志社大学内の戦時下一色の状況や、毎日、毎週のように行われた戦争協力の全学的行事や戦争賛美、天皇崇敬の言辭の洪水は、はたして心底から「京都に来てよかった」と思っていたのか、どうか。ただ林茂のいうごとく「いとこの宋夢圭との再会ばかりでなく同胞との交わりも拡がり、一段と充実した詩作、読書の生活」が彼をして「よかった」と言わしめているのかもしれない。しかし専攻を志した英文学は「敵性言語」の世界であり、E S S 所屬の学生も学外では英語の使用は自粛を余儀なくされていた時代である。やはり「よかった」は少し割引して考えねばなるまい。ただひとつ、尹東柱が同志社へ転学した理由として考えられることは、立教大学は聖公会系の学園であり、それまで朝鮮の崇實中学、延禧専門学校などプロテスタントの長老派教会の教理に親しんできた彼にとってみれば、同じ教理にもとづく組合教会系の同志社教会での信仰生活が和みやすかった、といえるかも知れない。

けれども当時のキリスト教の教会でも戦争批判や天皇崇拜批判は到底不可能な時代であってみれば尹東柱が宋夢圭たち同胞の友人と交わしたであろう民族独立への希望こそが、息苦しい毎日をやり過ごすなよりのパトスであったことは想像に難くない。現在、京都造形芸術大学の高原校舎となっている武田アパートはそのパトスが生まれる場所であった。

三・一九四〇年代京都と同志社の朝鮮人学生

本節では尹東柱が在学していた時期の朝鮮人学生の動向を資料からさぐってみることにする。まず京都「府知事引継文書」からみる。この資料は知事交代時のみに記される文書なので必ずしも経年的な統計や記述があるわけではない。²⁸⁾

その昭和十六年（一九四〇）の項をみると、前年末で京都府管内の朝鮮人人口は六九、〇二六人で、五年前の四二、八二八人と比較すると大幅に増加しているが、その原因は「家族呼び寄せ」「自然増」「内地」における労働力不足及賃金高」である。しかしこれらの労働者の社会

生活は困難で「治安上憂慮スヘキモノナシ」としている。「朝鮮人団体ノ状況」の項では、「民族共産主義系八」「純民族主義系十一」「融和親睦系ノ他六」で、「民族共産主義系団体中特ニ注意ヲ要スルモノハ管下中等学校以上ノ学校ニ在学スル全朝鮮人学生生徒ヲ以テ組織スル、京都朝鮮人学生会アリ、本学生会ハ朝鮮語使用制限ト時局ノ重圧ニ依リ形式的ナル卒業生送別会並新入生歓迎会ヲ開催スル程度ニ止マリ表面ハ特記スヘキ行動ナカリシ」が「裏面ニ於テハ依然トシテ民族意識濃厚ナル一部学生ヲ中心トシテ相当暗躍ヲ続ケツアル模様ナリ」と警戒をつづけている。また「民族主義系ニ属スル団体中ニハ朝鮮基督教其ノ他ノモノ七団体アリ之等団体ノ幹部中ニハ密ニ信者ニ対シ教義ノ伝導布教ニ隠レ民族意識ノ昂揚ヲ図リ居ルモノアルヤニ認メラルルヲ以テ其ノ動向ニ付テハ厳重視察内偵中ナリ」といい、クリスチャンをふくむ学生団体が治安当局としては最も注目すべき対象であることをあげている。

次に大学別の組織としては大学令による大学に在学する朝鮮人学生は一二一人で、この内、京都帝国大学には「朝鮮学生同窓会」が、立命館大学には「立命館学生会」が、そして同志社には「大学予科専門中学女専在学中ノ学生生徒ヲ以テ同志社朝鮮学生学生会ヲ同志社高等商業学校在学生ヲ以テ信友会ヲ各各組織シ」とある。これによれば同志社のみが学校法人同志社傘下の学生生徒が高商を除いて一元的に組織されていたことになる。

前出の尹東柱より一年下の韓哲曦の記憶によれば、「当時はまだ朝鮮人留学生の会がかるうじて持たれており、新入生歓迎会の相当数の数で開かれていた²⁰⁾」というが、それはこの「同志社朝鮮学生学生会」のことを指すのかも知れない。

次いで同引継文書は昭和十九年（一九四四）に移る。この年に管下朝鮮人人口はさらに増加して八〇、六五二人を数え、戦時体制下の軍需産業や土木建設業従事者の増加が語られている。

朝鮮人学生生徒は「昨年末（一九四二年末）、一七六九人ニシテ其ノ四割ハ苦学生ナルガ一部学生生徒ニハ民族意識濃厚ナルモノアリ」とし、既述三大学の団体名をあげてこれらは「親睦団体タル名ノ下ニ民族運動ヲ為シツツアルヤニ認メラルルヲ以テ其ノ動向厳重視察中ナリ」とのべている。

そして次の項には「民族主義運動ノ状況」として「民族意識ヲ清算シキレズ」「不敬不逞ノ思想ヲ抱キ不穩策動ヲ為シツツアルモノアリ」として「昭和一六年以降検挙送局シタルモノ一〇件、合計五一名、「要警戒人物トシテ警戒査察中ノもの一三五名アリ」という。この一〇件、五一名の中に宋夢圭、尹東柱、高熙旭の三名が「朝鮮独立運動事件」（正しくは「在京朝鮮人学生民族主義グループ事件」）関係者として含ま

れている。他は京大生や立命館大生、中学生などで他の同志社の学生生徒は検挙の対象とはなっていないことがわかる。いずれにしても警察当局は大略三つのカテゴリーにわけて「不逞・不穩分子」の言動を尾行・聞き込み・文書収集などの手段を使って周到に調べ上げ、治安維持法の要件に合致させるべく罪状をあらかじめ用意して逮捕に踏み切ったものと思われる。もうひとつの特長はこれら一〇件、五一名を同法違反で逮捕・立件するにあたり日本人学生や教員などを巻き添えにしていないことである。それは当時すでに日本人左翼の組織的抵抗が皆無に等しいほど弾圧され尽くしていたことにもよるだろうが、治安当局としては、戦局が日日不利になる中で植民地民衆の反抗と独立運動にもっとも恐怖を抱いていたからこそ、微弱な証拠でもその萌芽を摘もうとして過敏に反応し、過酷な弾圧に踏みきったと思われる。

次の統計は阪口直樹氏の研究になるもので、以下は同氏の「戦前の同志社と台湾人留学生」という論文⁽²⁶⁾に負うものである。阪口氏は同志社構内の尹東柱碑建立の翌年、同志社大学が戦前、同志社に在籍しながら卒業できなかった一一名の朝鮮人・台湾人留学生に対して「本人の申請」と「本人の希望する氏名」によって「特別学位」が授与されたことに対する疑問から戦前の同志社における朝鮮人・台湾人留学生の実態を究明しようとした。そして同志社当局の配慮を得て、彼らのすべての学籍簿を直接調査し①氏名②生年月日③所属学部④入学・卒業年度⑤出身校⑥成績を閲覧し、留学生の入学・卒業状況と出身地別(国籍)を確定して、統計的数値を確定した。

その結果、明治期(一九一二年以前)を始期とし、記録のある一九一二年から一九四五年までの時期の同志社関係諸学校の留学生数が判明した。そのうち同志社大学については累計で中国(本土)が一四名、朝鮮が三二五名、台湾が一二五名という数字がでた。今、朝鮮以外の出身地域は別として、朝鮮半島出身者(時期からみて日本本土での出生者はいないとしておく。)について、その時期的区分を考察してみたい。以下の時期区分は本論論者による区分である。

- ・ 第一期 明治期から一九一〇年の「韓国併合」を経て一九一九年の三一独立運動期まで
 - ・ 第二期 一九二〇年(文治統治開始)から一九三一年の満州事変・抗日武装闘争開始期まで。
 - ・ 第三期 一九三二年から一九三七年の日中戦争本格化(盧溝橋事変)まで。
 - ・ 第四期 一九三三年朝鮮教育令改定(朝鮮語教育の否定)から一九四〇年まで。
 - ・ 第五期 一九四一年太平洋戦争開戦から一九四五年の日本敗戦・解放まで。
- 以上の時期区分によれば同志社大学の朝鮮人留学生の推移は次の通りとなる。

- ・第一期 一二名（第一次大戦終結後の一九一六年は四名）
- ・第二期 六一名（一九三〇年以降、毎年二桁台となる）
- ・第三期 一〇七名（一九三六年は四七名に急増、翌年は再び一七名に減少）
- ・第四期 七三名（毎年二桁台であるが最大人数は一九三八年の二五名）
- ・第五期 八四名（一九四二年に三三名を数えるも一九四三年以後は急減）

以上の結果からみると第一期は「併合」直後の「武断政治」の時代であり、特別の親日派家庭の子息のみが渡日したものとされる。第二期は一九二九年までは散発的な一桁代の数字であり、一九三〇年以降植民地支配の朝鮮半島におけるある程度の改良の成果に与った家庭からの留学者が増加したものとみられる。また一九二六年に京城帝国大学に初の学部が設置されて高等教育機関の存在理由が朝鮮人知識人にも意識されはじめたともみられよう。第三期は「内鮮融和」が強調され、日中戦争の兵団基地として北部朝鮮の工業化が進められ、中間管理労働力としての朝鮮人の育成のためもあって初等・中等教育機関の増設が相次いだこと、そして高等教育への期待も芽生えたことによるものかも知れない。

第四期は朝鮮人への同化教育・皇民化教育が著しく強化された時期であり、それへの失望から第三期ほどの日本留学意欲が減少したともみられる。第四期は朝鮮での専門学校増設や日本での国立・私立の大学が新設・拡充された時期と対応して朝鮮半島などからの入学者の期待があったものとみられる。第五期はそれまでの傾向を受け継ぐものの戦争の激化と共に渡日進学を諦めたり、戦局の行き詰まりを感じて日本での進学意欲が低下したものであろう。いずれにしても以上の傾向分析はあくまで概括的であり、今後、朝鮮総督府の植民地教育政策の推移組合派教会などのキリスト教団の布教活動の展開、日本文部省の植民地の次世代教育に対する政策などを詳細に分析してその関連を究明することが必要である。また同志社大学だけに限っても、本文冒頭でふれた牧野虎次総長のような朝鮮と朝鮮人に対する姿勢と学生募集対象として朝鮮人学生などに対するまなざしがどういふものであったか、を精緻に調査分析する必要がある。

最後に同志社大学における尹東柱在学前後の朝鮮人学生の動向について触れる。

昭和十八年（一九四三年）十一月二十四日付で文部省専門教育局長宛の同志社大学長名の回答「朝鮮人学生生徒調」で朝鮮人の在籍学生数が報告されている。「別表一―三一九」

これは間もなく発動された文科系学生に対する徴兵猶予措置の撤廃に関連して文部省が各大学に照会した調査の依頼に応じたものである。これによれば法学部・文学部合わせて三二名の朝鮮人学生が在籍していたことになり、先の阪口直樹氏の調査の三三名と一名がちがっている。この時、尹東柱は収監された後であり、大学当局の除籍措置が決定したとすれば彼を除外した数字で符節は合致している。³⁰⁾学部別では法学部経済学科と選科を合わせた神学部がいずれも一〇名であることが注目される。また尹東柱と同期生（昭和十七年入学）には専攻は不明であるが、選科にもう一名ないし二名、本科に一名の文化学科朝鮮人学生がいたこともわかる。また昭和一六年（一九四二年）以前の入学生がいくらも空欄であることも注目され、九月繰上卒業者もいたとはいえ、これも先の阪口調査と違っている。

またこの調査依頼の直後の十月三十日付で同じ文部省専門教育局から発せられた第二五四号の「陸軍特別志願兵数」調査依頼の回答は次のようである。³¹⁾

	朝鮮人	台湾入	計
神学科	五名	〇名	五名
文化学科	二名	一名	三名
政治学科	〇名	一名	一名
経済学科	三名	三名	六名
		総計	一三名

☆この他、予科の文科に朝鮮人学生が合計一〇名在籍し、陸軍特別志願兵志願者数（朝鮮人のみ）は二名いたことが記録されている。次に同年一二月の「同志社大学学部調査」は「別表二―二三〇」の通りである。

法学部では在籍者数八五〇に対して「一一月三〇日現在応召又ハ入営ノタメ休学中ノ者は六〇二名、文学部では一八八名に対して一三八名に達している。また朝鮮出身者は法学部一二名、文学部一名でこれも先の報告と数字は若干ことなるが、この内、法学部で七名、文学部では在籍者全員の一名が「特別志願」である。また（注）によれば、出陣学徒七四〇名、残留二九八名とあり、この時期、同志社大学では応召または志願を問わず出兵に応ずる雰囲気は圧倒的であったことが判明する。³²⁾

また残留学生に対してはこの年の春学期より「国民勤労報国令」により、市内貯水池及壕堀、ダム改修工事、道路改築工事ほかの「勤労奉仕」がほぼ全員に強制的に実施されていた。それらの状況をみると、尹東柱が同志社大学で勉学を続けることの可能性を諦め、密かに帰省準備

備を整えていた、という同宿生金一龍の証言はほぼ事実であつたらう。

一九四三年七月一日の尹東柱の逮捕、そして起訴、福岡刑務所への移送と投獄後も戦局は一段と敗色が濃厚となり、日本政府は大学に対する統制と学生生徒への戦時動員を一層、強化する。この年、既に三月、兵役法を改定して朝鮮に徴兵制を公布、八月に施行を予定していたが九月には四五年度より台湾への実施を決定、一〇月二日には在学徴兵延期臨時特例の勅語を出し、同月一二日に閣議において理工科系統および教員養成諸学校学生の他は徴兵猶予を停止した。またこの月、閔奎連船毘倫丸が米潜水艦の攻撃を受けて撃沈され死者五四四名をだし、その多くが朝鮮人であつたことはいうまでもない。そして一〇月二日には文部省の主唱で東京の明治神宮外苑競技場で学校報国団本部と共催で徴兵延期停止により出陣する学徒壮行大会を挙行、東京近辺七七校の学生数万人が雨中の分列行進を行った。³⁴⁾

同志社大学では一九四三年一月二二日に同志社大学学徒壮行会が開催され、出陣する朝鮮人学生代表西原某に対して牧野虎次総長が握手を交わしたことが毎日新聞の二五日付記事として報じられている³⁵⁾一九四四年一月には厚生省の調査依頼に対して牧野虎次名で「国民勤労報国協力令ニ依り協力スベキ学校在学者数」の報告を行っているが、それによれば学生数は本科三二一名、選科二二名であり、本来の学生数より激減しているが、これは学生の応召・出陣による結果である。³⁶⁾なお先の「学部調書」³²⁾によれば朝鮮出身学生生徒数一〇名の内、二名が特別志願をしたことになっている。

そして一月一〇日には財団法人同志社理事・総長として牧野虎次名で文部省専門教育局長永井浩宛に「教育に關スル戦時非常措置方策ニ基ク学校整備ニ關スル件回答」が出されている。それによれば大学および専門学校の大幅縮小をして大学学部は定員を八〇名、予科を八〇名、ほかに興亜専門学校を一〇〇名とし、この「学科課程改正ノ要点」は「従来ノ学科内容ヲ根本的ニ一新シ以テ日本国家ノ対外的發展並ニ大東亜共栄圏ノ確立ニ關シテ必要ナル基礎的理論ト応用トヲ綜合的ニ学修セシメ併セテ進取的希冀ト敢闘的体力トヲ有スル皇国民ノ練成ヲ為サントス」とし、国体学、東亜細亜秩序論、国防論などを大学・専門学校に加えることとしている。³⁷⁾

このように同志社は学園あげて戦争協力、軍国主義・アジア侵略の合理化教育体制に全面協力し、みづから率先する学園と化していったのである。

注

- (1) 韓哲曦「一点の恥なきことを―尹東柱詩碑建立に寄せて」(『死ぬ日まで天を仰ぎ―キリスト者詩人尹東柱』所収日本基督教団出版局一九九五)
- (2) 多胡吉郎「尹東柱・没後五〇年目の取材報告―日本での足跡を中心に」(『星うたう詩人尹東柱の詩と研究』所収三五館)
- (3) 内務省警保局『特高月報』一九四三年二月号、及び『思想月報』一〇九号一九四四・四・五、六月
- (4) 『同志社新報』七一号(一九四二・八・二三)
- (5) 村上重良『国家神道』二〇〇～二〇一頁(岩波新書一九七〇)
- (6) 一連の経過は『同志社百年史』第四部第四章「神棚事件と『国体明徴』論文事件」による。同書は一九七九年『同志社百年史』通史編二として学校法人同志社より刊行。以下、「前掲書」として掲げる。
- (7) 尹一柱「尹東柱年譜」一九八三・八 水野直樹氏の引用による。
- (8) 『前掲書』第四章一一一―一二三頁
- (9) 『前掲書』同章一一四～一一六頁
- (10) 駒込武「戦時下の同志社―帝国日本の歴史の中で考える」『同志社時報』一二四号
- (11) 『前掲書』第八章一一七～一一八三頁
- (12) 『前掲書』第八章一一八三～一一八四頁
- (13) 「同志社理事會文書綴(理甲文書)」昭和一七年度A3-S17 一九四二・四・二四常務理事會
- (14) 「同志社新報」六八号(一九四一・四・二〇)
- (15) 「同右」同号
- (16) 「大塚節治日記」同朋舎(一九七七) 本文書は「同志社理事會記録」摘録(二)に収録
- (17) 「同志社理事會文書綴(理甲文書)」昭和一七年度一九四二・一二・二四常務理事會
- (18) 『京都の歴史』第十卷「年表・事典」学芸書林一九七六年
- (19) 「同志社理事會文書綴(理甲文書)」昭和一八年度(一九四三・三・一八)第二回定時理事會
- (20) 『前掲書』第八章一一八七頁
- (21) 「学内関係文書綴(総丙)」の内
- (22) 「同志社理事會文書綴(理甲文書)」昭和一八年度(一九四三・三・一八)第二回定時理事會
- (23) 『前掲書』年譜より。
- (24) 『前掲書』第六章一一三七頁
- (25) 『同志社法学』三二卷一―一「戦時下の同志社と私」一九七八年
- (26) 前出「星うたう詩人―尹東柱の詩と研究」所収「尹東柱に関する証言集」および同書中の多胡吉郎の文中より。
- (27) 林茂「京都時代の尹東柱―南炳憲に聞く」『在日朝鮮人史研究』二八号一九九八年
- (28) 「府知事引継文書」抜粋「在日朝鮮人史研究」第六号一九八〇年六月資料②
- (29) 前出・韓哲曦の随想。ただし本文ではこのすぐあとに、尹東柱の記憶がない、とも述べている。尹がそのような会合にあまり出ていなかったのかも知れない。

- (30) 『同志社九十年史』資料編第一九「戦時下の学園」より 三一九表 同大甲七四号
- (31) 『同右』本年十月三十日付発専二五四号「朝鮮人・台湾人学生生徒ニ関スル陸軍特別志願者数」に対する回答。朝鮮人学徒兵の全体動向については姜徳相『朝鮮人学徒出陣』（岩波書店一九九七年）に詳しい。
- (32) 『同右』同志社大学学部調書 昭和十八年十二月付 三二〇表
- (33) 前出・多胡吉郎『星うたう詩人』所収 「尹東柱が逮捕された日」
- (34) 『近代日本総合年表』岩波書店
- (35) 姜徳相『朝鮮人学徒出陣』二四四頁岩波書店一九九七
- (36) 『同志社九十年史』資料編第一九 三二一表
- (37) 『同右』第四二三表

三一九 朝鮮人学生生徒数調

(昭和十八年二月二四日)

(一) 朝鮮人学生生徒数調 同志社大学

部学法	学科	昭和十八年	入十七年	入十六年	入十五年	入十四年	計	本年九月卒業
		入学	学年	学年	学年	学年		
部学法	経済学科	四	六				一〇	四
	法律学科	一					一	一
	政治学科		二				二	一
部学文	神学科		六				六	一
	文化学科	二	一				三	一
	神学科(選)		四				四	一
	文化学科(選)	四	二				六	
	計	一一	二二				三二	九

◎ 陸軍特別志願者数 (朝鮮人) ◎ 全 (台湾人)

神学科	五名	文化学科	一名
文化学科	二名	政治学科	一名
経済学科	三名	経済学科	三名
計	十名	計	五名

三二〇 同志社大学学部調査

(昭和十八年二月)

区 分	法 学 部				文 学 部				備 考
	一課程	二課程	三課程	計	一課程	二課程	三課程	計	
一、十一月卅日現在在籍者数	二九〇	三〇五	二五五	八五〇	七二	六二	五五	一八八	
二、昭和十八年度臨時徴兵検査期定	一五九	二五三	二三三	六四四	四七	五四	四九	一五〇	
(一) 入 営 者 数									
1. 甲 種	二八	四八	三二	一〇七	六	六	一〇	二二	
2. 第一 乙 種	七三	一〇九	一一〇	二九二	一六	三三	二六	七四	
3. 第二 乙 種	二九	五三	四(五)	二二(七)	一四	(一)七	五	二(一)六	
計	一三〇	二一〇	一八六	五二六	三六	四五	四一	一二三	
(二) 応 召 者 数									
1. 第三 乙 種	二〇	二(三)	一	五(七)	七	五	(三)三	一(一)五	
2. 丙 種	(四)五	(六)八	(四)四	一(七)九	(三)一	(三)五	(一)〇	(一)三	
計	二五	三二	二〇	七六	八	五	三	一六	
(三) 不 合 格 者 数									
合 計	一五五	二四四	二二三	六三三	四四	五〇	四五	一三九	
三、十一月卅日現在在籍又ハ入営ノ夕々休学中ノ者ハ	一五五	二四一	二〇六	六〇二	四四	五〇	四四	一三八	
四、朝 鮮 出 身 者									
(一) 学 生 数	三	六	三	二二	五	三	三	一一	
(二) 右ノ内特別志願セラル者	二	四	一	七	五	三	三	一一	
五、台 湾 出 身 者									
(一) 学 生 数	〇	四	一	五	〇	一	〇	一	
(二) 右ノ内特別志願セラル者	〇	四	一	五	〇	一	〇	一	

(注) (一)ハ不応召者ヲ示ス
 出陣学徒七四〇名残留二九八名
 一度入営ノ者ニ于選ノ者アリ從ツテ残留者若干名増加ノ見込アリ

おわりに

尹東柱の詩人としての不朽の業績の評価、短かった苦節の人生の足跡から学ぶことの意味は大きい。また、彼の存在の今日的意味を考えて顕彰することの意義も大いにある。とはいえ、彼が青年として生きた一九三〇年半ば以降、とりわけ日本で過ごした一九四一年以後の太平洋戦争戦時下の日本で同世代またはその時代に社会や学園で枢要な地位にあった人、また学園の運営にあたった人々が、その時代を振りかえってみるとすれば、どのような感慨をもつだろうか。その多くの人々はすでに鬼籍に入っている。かといってその世代が免責される、というものでもない。またその後を受け継いだ私たちの世代もまたあの時代に対する責任を負っているのである。

そう考えるならば、尹東柱の事跡を探究するということは、あの時代に対する私たちの植民地化責任、アジアの民衆に対する侵略責任の回顧につながらねばならないであろう。

尹東柱とその時代の研究の今後はそのことに中心的な課題を残しているということをおぼたてておきたい。

*本論文に必要な資料収集にあたっては同志社大学の同志社社史資料センターの資料調査員である小枝弘和さんに全面的にご協力いただいたことを記して感謝の意を表したい。